

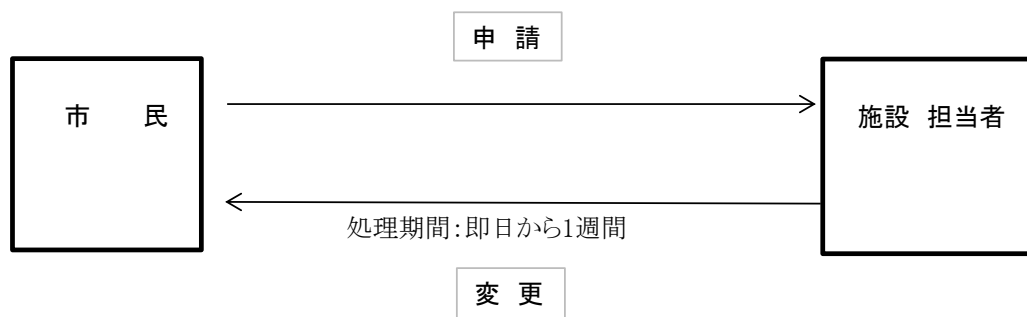
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 28

処 分 名	使用変更許可	
処 分 の 概 要	使用の変更を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市野外活動センター条例施行規則(平成20年規則第34号)	
条 項	第7条	
所 管 課	スポーティングシティ推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日から1週間	
標 準 処 理 期 間	計 即日から1週間	
判 断 基 準	<p>松山市野外活動センター条例第4条第1項の各号に該当しない場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益を害するおそれがある場合</li> <li>・管理上支障があると認める場合</li> <li>・その他市長が不相当と認める場合</li> </ul> <p>【根拠法令等】 松山市野外活動センター条例施行規則 (使用の変更等)</p> <p>第7条 第5条第1項の規定による使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、使用期日使用日、施設等の変更をしようとするときは、使用期日使用日の前日までに市長に松山市野外活動センター使用変更許可申請書(様式第3号様式第4号)を提出し、松山市野外活動センター使用変更許可書(様式第4号)の様式第5号)の交付を受けなければならない。</p> <p>●審査基準 松山市野外活動センター条例 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。</li> <li>(2) 管理上支障があると認められるとき。</li> <li>(3) その他市長において不相当と認めるとき。</li> </ol>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。